

# 令和8年度茅野市クラウドPBX導入業務 公募型プロポーザル募集要項

茅野市総務部財政課

## 1 目的

当市では、本庁舎において現在使用中のオンプレミスPBX（主装置を庁舎に設置する型式の電話交換機）の老朽化が進んでおり、故障等による支障が発生するリスクが高まっています。また、人事異動等におけるレイアウト変更に伴う電話機器配線工事に係る経費や事務手続き等の削減、場所に縛られない多様な働き方を提供するための環境整備を行う必要があります。

本要項は、こうした課題を解決するため、本庁舎等にクラウド型の電話交換機（以下「クラウドPBX」といいます。）を導入する業務について、最適な事業者の公募を行い、選定することを目的とします。

## 2 業務概要

- (1) 業務名 令和8年度茅野市クラウドPBX導入業務
- (2) 業務内容 別紙「茅野市クラウドPBX導入業務仕様書」のとおり
- (3) 発注者 茅野市長 今井敦
- (4) 履行期間 契約締結日から令和9年3月31日まで

※決定事業者とは、別途、令和9年度から令和11年度までの保守契約等を締結する予定です。（発注者が特に認めた場合は、更に3年を限度に契約を更新することがあります。）

- (5) 提案経費

ア 導入経費（消費税額及び地方消費税額を含む。）

導入に係る経費のほか、令和9年3月31日までに必要となるライセンス料など一切の経費を含むものとします。なお、14,336,000円を上限とします。

イ クラウドPBX運用経費（年額、消費税額及び地方消費税額を含む。）

令和9年度から令和14年度までの単年度毎のクラウドPBXを運用するに当たり、通話料を除く一切の経費（必要なライセンス料、保守料等）を含むものとします。

## 3 参加資格

本公募型プロポーザルに参加できる者は、以下に掲げる要件をすべて満たす者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号（第167条の11第1項において準用する場合を含む。）のいずれかに該当しないこと。
- (2) 茅野市暴力団排除条例（平成24年茅野市条例第20号）第2条第1号に規定する暴力団又は、同条例第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。
- (3) 建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成21年茅野市告

示第 98 号) の規定による入札参加資格停止を受けていないこと。

- (4) プロポーザル実施業務の業種における茅野市の入札参加資格のうち「情報関連業務」及び「その他保守」を有していること、又は特定者と決定後、速やかに茅野市へ入札参加資格の申請ができること。
- (5) 他自治体へクラウド PBX の導入実績があること。

#### 4 契約締結までのスケジュール (予定)

内容	期日・期限
募集要項等の公表	令和 8 年 6 月 12 日 (金)
質問受付期限	令和 8 年 6 月 19 日 (金) 午後 5 時
質問回答予定日	令和 8 年 6 月 26 日 (金)
参加申請書提出期限	令和 8 年 7 月 3 日 (金) 午後 5 時
参加資格審査結果通知期限	令和 8 年 7 月 10 日 (金)
プロポーザル企画提案書提出期限	令和 8 年 7 月 31 日 (金) 午後 5 時
プレゼンテーション・審査会	令和 8 年 8 月 20 日 (木)
審査結果通知・公表	令和 8 年 8 月下旬
仕様の確定	令和 8 年 9 月上旬～中旬
契約締結	令和 8 年 9 月中旬～下旬

#### 5 プロポーザル参加申請に関する事項

本公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、以下により参加申請を行ってください。

- (1) 提出書類 プロポーザル参加申請書 (様式第 1 号)、提案者の概要が分かる資料 (会社パンフレット等)
- (2) 提出部数 各 3 部
- (3) 提出期限 令和 8 年 7 月 3 日 (金) 午後 5 時
- (4) 提出先 〒391-8501 長野県茅野市塚原二丁目 6 番 1 号  
茅野市総務部財政課管財係
- (5) 提出方法 郵送又は持参  
※持参による場合の提出時間は、午前 9 時から午後 5 時までとし、土曜日、日曜日、祝日を除く。  
※郵送の場合は、提出期限までに提出先へ到着するよう送付すること。
- (6) 参加資格審査結果通知期限 令和 8 年 7 月 10 日 (金)

#### 6 質問に関する事項

- (1) 質問様式 令和 8 年度茅野市クラウド PBX 導入業務質問書 (様式第 2 号) による
- (2) 提出期限 令和 8 年 6 月 19 日 (金) 午後 5 時

(3) 提出先・提出方法 メール ([zaisei@city.chino.lg.jp](mailto:zaisei@city.chino.lg.jp))

※メール受信後、担当者から質問を受け付けた旨、返信します。(返信がない場合は、担当者までご連絡ください。)

(4) 回答予定日 令和8年6月26日(金)

(5) 回答方法 茅野市ホームページで公表

※質問に対する回答は、本要項、仕様書等への追加又は修正事項として取り扱うものとします。

## 7 プロポーザル提案書に関する事項

(1) 提出書類

ア 企画提案書(任意様式)

- ・表紙に「令和8年度茅野市クラウドPBX導入業務 企画提案書」と記載すること。
- ・本要項、別紙「茅野市クラウドPBX導入業務仕様書」等を踏まえ、詳細な仕様について具体的かつ分かりやすく提案すること。(専門知識を持たない者でも理解できるよう、できるだけ専門用語を使用せず、平易な表現とすること。)
- ・企画提案書は、A4版縦を基本とし、A3版を使用する場合は、A4版と同じ大きさになるよう、片袖折りにすること。
- ・見積金額に含まれない機能、他社と比較した際の優位性などがある場合は、その旨を明記すること。

イ 見積書(任意様式)

- ・見積書は、上記2(5)ア「導入経費」、イ「クラウドPBX運用経費」それぞれについて、内訳書を添付し提出すること。

ウ 業務実施体制(任意様式)

- ・本業務を実施するに当たり、担当者の氏名、役職、資格、経験等を記載すること。
- ・本業務を実施する全体スケジュールを記載すること。
- ・令和9年度以降のクラウドPBX運用に係る保守、サポート体制(障害発生時や操作等の問合せに対する対応など)を記載すること。

エ 類似業務実績調書(任意様式)

- ・本業務と同種業務の実績について、業務名称、業務内容、発注者名(自治体名)、受注期間及び契約金額等を記載すること。

(2) 提出期限 令和8年7月31日(金) 午後5時

(3) 提出先 上記5(4)と同じ

(4) 提出方法 郵送又は持参

※持参による場合の提出時間は、午前9時から午後5時までとし、土曜日、日曜日、祝日を除く。

※郵送の場合は、提出期限までに提出先へ到着するよう送付すること。

(5) 提出部数 15 部（正本 1 部、副本 14 部）

(6) その他

提出期限後の企画提案書の加筆、修正、差替え等は、一切認めません。ただし、審査に必要と認める場合は、資料の追加提出を求めることがあります。

## 8 審査に関する事項

(1) 審査方法

令和 8 年度茅野市クラウド PBX 導入業務プロポーザル審査会において、企画提案書及び提案者によるプレゼンテーションを踏まえた審査を行い、受託候補者を選定します。

(2) 審査基準

別紙「令和 8 年度茅野市クラウド PBX 導入業務受託候補者審査要領」による。

(3) 提案者によるプレゼンテーション

提出された企画提案書に基づき、プレゼンテーションを実施します。なお、提案者が 4 者を超える場合は、企画提案書による書面審査を行い、プレゼンテーションを行う提案者をあらかじめ選定することがあります。

ア 開催日時 令和 8 年 8 月 20 日（木） 午前 9 時 00 分（仮）

イ 開催場所 7 階 704 会議室

※開催日時、場所等の詳細については、提案者に別途メールにて連絡します。

ウ 提案時間 1 提案者につき 30 分を上限とします。（提案者からの説明 20 分、質疑応答 10 分程度）

エ その他

- ・ プレゼンテーションの順番は、企画提案書の提出順とします。なお、提案者が 1 者の場合でもプレゼンテーションを実施します。
- ・ プレゼンテーションは自由形式とします。ただし、提出された企画提案書に基づくものとし、追加の資料提示は認めません。
- ・ プレゼンテーションに際し、本市においてスクリーン及びプロジェクター（HDMI 接続端子）を用意します。その他必要な機材等がある場合は、提案者において準備してください。

(4) 審査結果の公表

審査結果については、全ての提案者にメールで通知するとともに、茅野市ホームページで公表します。なお、審査結果の詳細については、公表しません。

## 9 契約の締結

(1) 上記 8 による審査において受託候補者として選定された提案者を相手方とし、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 2 号の規定により、随意契約を締結します。

(2) 契約に当たり、受託候補者と協議を行い、提案時の条件、仕様等について変更、修正等を行う場合があります。

(3) 契約の締結に際し、企画提案書等に虚偽の記載等が判明した場合、受託候補

者が失格となった場合、その他の理由により契約締結が不可能となった場合は、上記8による審査において次点となった提案者を受託候補者とし、契約に向けた協議を行うものとします。

## 10 その他留意事項

### (1) 失格又は無効

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とします。

- ア 上記3の参加資格を満たしていないことが判明した場合
- イ 提出期限を過ぎて書類が提出された場合
- ウ 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- エ 提案見積額が上記2(5)の上限額を超えている場合
- オ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- カ その他選考に係る不正行為があった場合

### (2) 提出書類等に係る取扱い

- ア 提出された書類は、返却しないものとします。ただし、参加者の同意を得ることなく当該書類を他自治体、他者に公開、配布等を行いません。
- イ プロポーザルに参加に当たり、著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物や特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、参加者がその使用に関する責任を負うこととします。
- ウ 提出期限経過後の提出書類の差替え、修正、変更、再提出等は認めません。

### (3) 辞退

提出書類を提出した後、本公募型プロポーザルを辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

### (4) その他

- ア 提出書類の作成、提出、プレゼンテーションの実施等、本公募型プロポーザルに参加するための一切の経費は、全て参加者の負担とします。
- イ 提案者は、複数の提案をすることができないものとします。
- ウ 審査結果に対して異議申し立てはできないものとします。
- エ 本公募型プロポーザルに係る提出書類等は、原則として公開しません。ただし、茅野市情報公開条例（平成10年茅野市条例第24号）に基づく情報公開請求があった場合は、提案者に関する情報で、公開することにより当該提案者に不利益を与えることが明らかであると認められる情報を除き、公開することがあります。
- オ 本要項等に定めるもののほか、条件、仕様等の変更があった場合は、別途参加者に通知します。

## 11 担当課及び問合せ先

茅野市総務部財政課管財係 担当：両角、原田

住 所：〒391-8501 長野県茅野市塚原二丁目6番1号

電 話：0266-72-2101（代表）

メール：[zaisei@city.chino.lg.jp](mailto:zaisei@city.chino.lg.jp)